

<p>課題番号 1</p>	<p>雇用労働部からの資料の重複要求改善【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 労働市場調査課 パク・キョンヒ事務官(044-202-7253)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○雇用形態別勤労実態調査は、賃金勤労者 1 人以上の事業体に従事している勤労者の1時間あたりの賃金などを把握して雇用労働政策の基礎として活用する統計調査で、統計法第 18 条に基づいた政府承認統計(承認番号第 118020 号)である。</p> <p>○統計庁が各機関で実施している統計調査間の類似度及び重複の有無を検討して統計を承認するため、類似及び重複調査を事前に防止している。</p> <p>-回答者にとって類似・重複調査項目のように受け取られるものも、詳細内容と関連項目の統計などを勘案すれば、類似・重複調査項目ではないため、統計庁で統計承認を行っている。</p> <p>*雇用部の雇用形態別勤労実態調査と雇用保険資料が賃金で類似・重複しているように見えるが、雇用保険には報酬総額賃金資料はあるものの、賃金詳細の内訳(基本給、通常手当、所定外給与、賞与金など)と、関連項目(勤労時間、交代制形態、経歴年数など)はない。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 2</p>	<p>就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 勤労基準政策課 パク・ウォンア事務官(044-202-7544)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○就業規則は、勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と違って使用者により一方的に決まるため、</p> <p>-勤労条件の不利益な変更がある場合、既存勤労者の信頼保護及び使用者の恣意的解釈を防止するため、現行通りに勤労者集団の同意を得ることが勤労者の権益保護の側面に符合し、</p> <p>-勤労条件対等決定の原則上、同規定は存置する必要がある。</p> <p>-また、使用者の恣意的な就業規則の変更を防止し、法律に違反する就業規則の制・改定や勤労者の権利保護のため、申告手続きは必要だと判断される。</p> <p>* 申告の際の法律違反の有無、勤労者同意の有無などを把握して指導することによって今後就業規則効力による事業場の混乱を防止する効果がある。</p> <p>○現行の勤労基準法には、不利益変更の判断基準が別途明示されていないが、</p> <p>-これまでの最高裁判所の判例及び行政解釈により、不利益変更の判断基準を提示している。</p> <p>* 就業規則の変更事項が複数ある場合：個別の勤労条件として判断するものの、一つの勤労条件を決定する様々な要素の間に代価関係や連係性のある場合、総合的に判断する(最高裁判所 1997.8.26. 宣告 96 ダ 1726 判決を参照)</p> <p>* 一部の勤労者には有利で、一部の勤労者には不利な場合：勤労者の間で有利・不利による利益が相互衝突する場合、不利益変更と判断する(最高裁判所 1993.5.14. 宣告 93 ダ 1893 判決を参照)</p> <p>-これに対し、様々な勤労条件又は、勤労者の間に有利・不利が異なることがあっても、個別勤労条件又は、一部の勤労者としては勤労条件の不利益な変更であることは明白であり、上記「1 項」と同様の</p>

		<p>理由から、勤労者集団の同意を要する現行法令の維持が望ましいことと判断される。</p> <p>○不利益変更における社会的合理性の有無は、個別の就業規則の改定内容及び勤労条件に対する事業場の諸状況に応じて判断されるもので、指針により一律的に規定するのは不適切であり、</p> <p>*「就業規則の解釈及び運営指針(2009.4.24.)」にある不利益変更の社会的合理性に対する判断基準、関連事例(判例)を参考にすること。</p> <p>-就業規則の不利益変更の有無又は、社会通念上での合理性の判断などは、現行の法体系上、最終的には民事・刑事手続きなどを通じた裁判所の判断に従うことになるため、雇用労働部に担当窓口を設置することは適切ではない。</p>
推 進 計 画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 3		有給休暇の買取制限【継続】
関係部処 担当者		雇用労働部 勤労基準政策課 クアク・チョルホン事務官(044-202-7546)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input checked="" type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> (検討意見) <input type="checkbox"/> 就業規則は、勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と違って、使用者により一方的に決まるため、 <input type="checkbox"/> 勤労条件の不利な変更がある場合、既存勤労者の信頼保護及び使用者による恣意的な契約の変更を防止するため、不利益変更に対する勤労者集団の同意が必要であることから、受け入れ不可。 <input type="checkbox"/> 有給休暇の買取慣行を改善することにより、年次休暇の使用の活性化を誘導する方向で制度の見直しを行う。
推進計画	細部推進計画	<input type="checkbox"/> (措置計画) <input type="checkbox"/> 超過勤労の積立てを通じた休暇の活用、及び年次休暇の積立てを通じた休暇の連続使用などに向けた「勤労時間貯蓄休暇制」の導入を推進する。 <input type="checkbox"/> 労使自らの積極的な年次休暇の活用を促すため、キャンペーンなど積極的な広報活動を推進する。(年中)
	推進完了予定日	
	推進日程	<input type="checkbox"/> 「勤労時間貯蓄休暇制」の導入に向けた勤労基準法改正案が国会で審議中(キム・ソンテ議員、2016.5.30.発議)。 <input type="checkbox"/> 労使自らの積極的な年次休暇の活用を促すため、キャンペーンなどを継続して推進する(年中)

<p>課題番号 4</p>	<p>非正規職の使用期間制限延長【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 雇用差別改善課 クァク・スヨン事務官(044-202-7569) チョン・ジャンソク事務官(044-202-7575)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○非正規職(期間制、派遣)の使用期間制限(2年)は、企業の雇用柔軟性と勤労者の雇用安定の均衡を考慮して定めたものである。</p> <p>-雇用保護に対する正当性が低いか、業務又は契約の特性上、期間制限が不合理な場合などは例外と定めて、労働力運用の柔軟性を図っている。</p> <p>* 事業の完了期間を定めた場合、休職・派遣など欠員の代替、学業の履修、高齢者、専門知識の活用、政府の福祉政策・失業対策に伴う雇用の提供など</p> <p>○非正規職の使用期間の延長など、関連規定の緩和は、非正規職勤労者の乱用につながる恐れがあり、</p> <p>-これは、社会的葛藤と費用を誘発して持続的成長の妨げになりかねないため、慎重な検討が必要である。</p> <p>○とりわけ、政府は常時・持続、公衆の生命・安全に関する業務には正規職を採用し、例外的な場合に限り非正規職を使用させる方策について議論を行っており、</p> <p>-企業も常時・持続的な業務の場合には、非正規職勤労者の持続的使用で対応するよりは、正規職として採用することが望ましいと考えられる。</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 5</p>	<p>国際取引に関する別紙書式の簡素化【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 国税租税制度課 キム・ヨンヒョン事務官(044-215-4421)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><u>&lt;建議 5-①について&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)現在も国際取引明細書は、国外特殊関係人別国際取引の現況など、移転価格の分析のために必要な情報を要約した形で提出するようにしている。 ※具体的な要請内容がないため検討できない。</p> <p><u>&lt;建議 5-②について&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)二つの書式の提出内容が類似している側面があるが、一部差があるため、提出義務の免除は困難である。</p> <p><input type="checkbox"/> (作成方式)個別・統合企業報告書は法人全体の組織構造、国際取引の現況などに関する記述式の作成が中心で、国際取引明細書の場合は国際取引の詳細現況に関する計量的情報を提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> (情報の具体性)個別・統合企業報告書の場合、小規模国際取引(財貨は 10 億ウォン、役務は 2 億ウォン以下)については省略可能。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 6</p>	<p>関税の再調査決定による処分の追加【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 関税制度課 ソン・ヨンウク書記官(044-215-4411)</p>	
<p>検 討 意 見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input checked="" type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見) 国税基本法に合わせて関税法を改正  <input type="checkbox"/> 行政訴訟を提起する前に、裁決庁に対する審査請求又は、審判請求を再度行うかどうかについて、納税者に選択権を付与することで納税者の権益を保護する。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画) 2018 年度関税法改正案に反映する。</p>
<p>推 進 計 画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 2018 年度関税法改正案に反映(2019.1.1. 施行予定)</p>

<p>課題番号 7</p>	<p>関税評価院からの品目分類面での慎重な課税【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>関税庁 法人審査課 パク・ジェソン事務官(042-481-7981)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>■措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)関税庁は、企業の品目分類による大きな追徴負担を防止するため、輸入物品に適用される品目分類について事前審査を申請できる制度(関税法第86条)を運営している。</p> <p><input type="checkbox"/>また、関税調査の際、品目分類と関連し、納税者と見解の違いが大きい事案については、品目分類協議会、関税品目分類委員会、審査処分審議委員会などの手続きを通じて、納税者に意見陳述の機会を付与するなど、無理な追徴を最小化するために努力している。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	



<p>課題番号 8</p>	<p>BEPS 上の統合企業報告書の作成言語の選択 【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 国際租税制度課 キム・ヨンヒョン事務官(044-215-4421)</p>	
<p>検 討 意 見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)統合企業報告書は、韓国の課税当局が税源管理目的などに活用するためのものであるため、ハングルで提出してもらう必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 統合企業報告書提出制度を導入した多くの諸国で*も、自国語で統合企業報告書を提出するように要求している。</p> <p>* (自国語での提出)中国、ロシア、インド、インドネシア、トルコ、ベトナムなど (自国語又は英語での提出)日本、メキシコ</p>
<p>推 進 計 画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 9</p>	<p>課税官庁による税務調査実務の改善【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>関税庁 法人審査課 パク・ジェソン事務官(042-481-7981)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□（検討意見）関税調査は、国際取引の特性上、複雑な取引形態、様々な課税資料の提出遅延などが発生し、一部の件の場合、処理に長期間かかるが、多くは短期間で処理されている。</p> <p>□それにもかかわらず、関税庁では、関税調査の長期化防止に向け、調査期間全体を同時に通知するように指針を示達（2018.1.15）しており、2018 年上半期中に同内容の追加を始めとする「企業審査運営に関する訓令」を改正する予定である。</p> <p>□このように、弊庁は、納税者の権益保護のために努力している。また、長期化を抜本的に防止するためには、納税者の誠実な資料提出などの協力も求められる。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 10		海外仕向送金及び被海外仕向送金時の管理基準緩和【新規】
関係部処 担当者		企画財政部 外国為替制度課 イ・ジェファ事務官(044-215-4751)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> 一定金額以上の外貨の支払・受領について外為銀行に当該支払・受領が申告などの対象であるか確認するよう義務づけたのは、域外脱税や資産の海外逃避など不法な資金流出の防止、資金モニタリングのために必要な最低限の措置であり、</p> <p>○政府は上記モニタリングの必要性などを阻害しない範囲内で国民の対外取引規模の増加や取引上の利便性向上の必要性などを反映するなど、銀行に確認を義務付ける支払・受領の金額基準*を継続的に拡大してきた。</p> <p>* (～2015)1,000ドル超過、(2015～2017)2,000ドル超過、(2017～)3,000ドル超過</p> <p>○特に、昨年7月の外国為替取引規定の改正を通じて、確認義務が免除される支払・受領金額を既存の2,000ドルから3,000ドルへと引き上げた経緯がある。</p> <p>ー 銀行の確認義務の緩和措置の施行から1年も経っていないことや不法取引防止などに向けたモニタリングの必要性などを考慮すれば、追加緩和の推進には慎重になる必要がある。</p>
推進計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 11	取引為替銀行指定制度の緩和【新規】
関係部処 担当者	企画財政部 外国為替制度課 イ・ジェファ事務官(044-215-4751)
検討意見	検討結果
	検討内容
推進計画	細部推進計画
	推進完了予定日
	推進日程

措置済 受入 一部受入 長期検討 受入困難

主債権銀行は、主債務系列所属企業の財務構造を評価\*し、評価結果が不十分な系列の企業に対して財務構造改善約定を締結するなど、信用リスクを管理(銀行業監督規定及び施行細則に基づく)しなければならない。

\* (例)主債権銀行は、主債務系列所属企業の財務現況、財務比率、営業の見通し、リスクなどの情報を毎年金融監督院に報告(銀行業監督規定施行細則第50条)しなければならない。

○ 外国為替取引規定において、主債務系列所属企業が指定取引外為銀行を通してのみ海外直接投資の申告・送金などをできるようにしたのも、主債権銀行の主債務系列企業に対する財務情報などのモニタリングや信用リスク管理の必要性などを考慮したためである。

\* 特に、今年からは、企業の海外進出拡大などによる海外事業のリスク要因の増加など、経営環境の変化に合わせて財務構造評価制度を改善する計画である。

<p>課題番号 12</p>	<p>店頭デリバティブ商品売買に従うリスク額限度の緩和【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 資本市場課 チェ・ソンギョウ事務官(02-2100-2655)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者に対してリスク額が自己資本の30%を超えないよう、資本規制を施行*している。</p> <p>* 資本市場と金融投資業に関する法第166条の2①、金融投資業規定第5-49</p> <p>○ これは大規模の市場ショックが発生する場合、過度なデリバティブ商品取引のため金融投資業者の財務状況などが急激に悪化することを防止するためのものである。</p> <p><input type="checkbox"/> CCPを通じた清算システム、非清算店頭デリバティブ商品取引の証拠金交換制度などの導入により店頭デリバティブ商品のリスクが緩和されたが、店頭デリバティブ商品売買に従うリスク額の管理基準を廃止できる水準ではない。</p> <p>○ CCPで清算される店頭デリバティブ商品が店頭デリバティブ商品市場全体に占める割合は大きくない(2017年末基準、約24%台)。</p> <p>○ 非清算店頭デリバティブ商品取引の証拠金交換制度は、取引残高が一定規模を超えた場合(3兆ウォン以上)適用されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 銀行の場合、国際基準に基づく健全性(BIS)、流動性(LCR、NSFR)、レバレッジ(Leverage ratio)、カウンターパーティー信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法(SA-CCR)など、金融投資業者に適用されない多様な健全性規制が適用されているだけに、圏域間の公平性問題と捉えるのは困難である。</p>

推 進 計 画	細部推 進 計 画	
	推 進 完 了 予 定 日	
	推 進 日 程	

<p>課題番号 13</p>	<p>「請託禁止(いわゆるキム・ヨンラン)法」上の公務遂行私人に対する判断基準の例示【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国民権益委員会 請託禁止解釈課 クォン・ギヒョン書記官(044-200-7643)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (例1)法令に従い外国為替業務などの委任・委託を受けていた外国銀行支店の支店長(代表者)が支店長でなくなる場合、支店長の地位を退く時点から公務遂行私人に該当しない。</p> <p>※ 当該外国銀行支店所属の構成員個人(役職人)は、法令に基づき委任・委託された外為業務を実質的に遂行するか否かに関わらず公務遂行私人に該当しない。</p> <p><input type="checkbox"/> (例2)法令に従い外為業務などの委任・委託された外国銀行支店の支店長(代表者)という法的地位を得る時点から公務遂行私人に該当する。</p> <p>① 該当委託業務の委託に関連し契約の締結が必要な場合は、契約締結完了の時点から公務遂行私人に該当する。</p> <p>② 委託業務の遂行に関する相談を行った程度では、まだ公務遂行私人の地位を得たとは考えにくい。</p> <p>③ 請託禁止法における公務遂行私人は、「公務遂行に関連してのみ」不正請託及び金品などの收受の禁止義務を負う。</p> <p><input type="checkbox"/> (例3)請託禁止法における公務遂行私人は「公務遂行に関連してのみ」不正請託及び金品などの收受の禁止義務を負う。</p>
<p>推進</p>	<p>細部推進 計画</p>	

計 画	推進完了 予定日	
	推進日程	



課題番号 14	信用保証基金宛の基金拠出義務の適用除外および料率の軽減 【継続】	
関係部処 担当者	金融委員会 産業金融課 ソン・ヒギョン事務官(02-2100-2862)	
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> 金融機関の拠出金は、金融機関の中小企業への貸出時の不良リスクに備えた保険料の性格としてとらえるよりは、情報の非対称性などによる中小企業に対する貸し渋りを信用保証制度で補完することで資金を再配分し国内経済を活性化させるための社会・経済的費用として認識する必要がある。 <input type="checkbox"/> 国内銀行の外国支店も、営業活動を展開する当地の銀行と同一の法的・社会的責任を担っている。 <input type="checkbox"/> 信用保証制度の活用が少ないという理由で外国銀行の国内支店に対する拠出水準を緩和する場合、国内銀行の商品競争力低下につながり公正な競争を阻害するなど、国内銀行に対する逆差別が発生する。 <input type="checkbox"/> 金融機関などが負担する拠出金や保証債務履行金額を考慮し、基準料率から現在は差等料率を適用している。 <input type="checkbox"/> 実際、ほとんどの外国銀行は、基準料率である1万分の22.5より低い料率で拠出金を納付している。
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 15</p>	<p>外国為替デリバティブリスク管理基準の緩和 【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融監督院 外国為替監督局 シム・ミョン調査役(02-3145-7935)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 外国為替デリバティブリスク管理基準(以下「同基準」)は2008年輸出入企業が過度な為替ヘッジ取引により莫大な被害を被った事例(いわゆるKIKO事態)の再発防止のため、2010年1月に導入*された。</p> <p>* 「外国為替デリバティブリスク管理基準」(「銀行業監督業務施行細則」&lt;別表15-2&gt;)制定・施行</p> <p><input type="checkbox"/> 企業投資家の過度な為替ヘッジ取引や投機目的の外国為替デリバティブ取引などを防止するため、企業投資家に対する外国為替デリバティブの取引限度をリスク回避対象金額(輸出入実績など)の100%以内に制限する。</p> <p><input type="checkbox"/> 同基準に基づく管理対象を巨額の取引に限定するか若しくは事後的点検を認める場合、</p> <p><input type="checkbox"/> 企業投資家による過度な為替ヘッジ取引や投機目的の外国為替デリバティブ取引をもたらす恐れがあり、これは予想せぬ為替変動リスクにさらされる結果を招く。</p> <p><input type="checkbox"/> 一方、BISなど、国際監督機構も店頭外為デリバティブをFXフォワード、FXスワップ、通貨スワップ、通貨オプション体系に分類していることを考えると、</p> <p><input type="checkbox"/> 外国為替デリバティブ取引に占める割合*が高いFXフォワードやFXスワップを同基準の管理対象から外すのは困難である。</p> <p>* 2017年、国内の外国為替銀行の日平均FXフォワードとFXスワップの取</p>

		引規模は299.0億ドルと、全体外国為替デリバティブ取引規模(310.4億ドル)の96.3%を占めている。
推 進 計 画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 16</p>	<p>預金保険料率の軽減【継続】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 構造改善政策課 ソン・ミラ事務官(02-2100-2903)</p>
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国は、付保金融会社の経営や財務状況などを基に等級を付け、そのリスク度合に応じて預金保険料を課す差等保険料率制度を2014年より運営している。</p> <p><input type="checkbox"/> 同制度は固定保険料率制度下で起こり得る付保金融会社のモラルハザードを防ぎ、付保金融会社が適正水準でリスク管理する誘因を提供することで健全な経営を誘導し、健全性が向上した付保金融会社に対し預金保険料負担を軽減する機能を果たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 又、預金保険料率については国別にその幅に相当な差があるため、韓国の銀行業圏の保険料率(0.08%)が高いとは断言できない上、</p> <p style="padding-left: 40px;">* (米国)大型・複合:総負債の0.015~0.40% / 小型:0.015~0.30%</p> <p style="padding-left: 40px;">(カナダ)保護預金の0.075~0.33%</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国は2009年から金融会社の経営が悪化した際、代位返済や金融会社の整理に費やす財源である預金保険基金の下限及び上限を設定し、一定規模以上を積み立てた場合、預金保険料を減額若しくは免除している。</p> <p><input type="checkbox"/> 従って、付保金融会社の健全性向上とリスク度合、積立水準に応じた預金保険料賦課体系は既に整っているため、保険料率のさらなる引き下げは受入困難である。</p> <p style="padding-left: 40px;">* 因みに、差等保険料率制度による預金保険料率の差等幅は2021年まで拡大する計画(±10%)である。</p>

推 進 計 画	細部推 進 計 画	
	推 進 完 了 予 定 日	
	推 進 日 程	

<p>課題番号 17</p>	<p>国内における外貨実需要のための外貨貸出の容認【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 外国為替制度課 イ・ジェファ事務官(044-215-4751)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 外貨貸出用途の制限は、不要な外貨需要の増加に伴う過度な外貨借入を抑えるための措置であるため、緩和は困難である。</p> <p>○過度な外貨借入は外債の増加を招き、金融不安の際急激な資本流出により資本流出入の変動性が拡大する可能性がある。</p> <p>- 特に、今般の主要国による通貨政策の正常化、新興国の経済不安など、グローバル市場の状況の変化に備え、外国為替の健全性を高めていく必要がある。</p> <p>○但し、中小メーカーの場合、海外からの直接借り入れが難しい点や韓国製設備産業を育成する必要性などを考慮し、既存の貸出限度内で国内施設資金に対して外貨貸出を認めている。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 18</p>	<p>外国為替健全性負担金制度の撤廃若しくは緩和【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 外国為替制度課 イ・ジェファ事務官(044-215-4751) 韓国銀行 国際局 国際総括チーム キム・キボン課長(02-759-5762)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 外国為替健全性負担金制度は、韓国の外為部門のシステミックリスクを抑えるために導入されたマクロ・プルーデンス政策であり、現行通り維持する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 同制度の導入により過度な外貨借入が抑えられ、外債構造が長期化するなど、外為部門のマクロ健全性が改善された。</p> <p><input type="checkbox"/> 一方、現行制度は外国銀行支店の営業基金に該当する負債(本店から長期的に調達する資金)を対象となる負債から除外するなど、外国銀行支店の資金調達の構造的な特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 又、外国銀行支店は、国内銀行に適用する外為部門の規制*が適用されないため、同制度を撤廃若しくは緩和すれば、外為部門のマクロ健全性を向上するための外債の適切な管理が難しい状況である。</p> <p>*外貨LCR、中長期外貨資金管理比率</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 19		特許法によるコンピュータープログラム自体の保護【継続】
関係部処 担当者		特許庁 特許審査制度課 ク・ジャウク事務官(042-481-5397)
検討 意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input checked="" type="checkbox"/> 長期検討 <input type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> (検討意見)パソコンのプログラムに内在する技術的思想(アイデア、又はアルゴリズム)は、現行の特許法でも特許対象として認められている*。 *「～装置」、「～プログラムが保存された記録媒体」形態の請求項 ○ また、2014年7月1日付審査基準の改正により、「媒体に保存されたプログラム」形態の請求項も認めている。 <input type="checkbox"/> 一方、特許技術が含まれたコンピュータープログラムがネットワークを通して流通する場合の特許技術の保護のために、最近、改正案が発議(2018年5月14日ソン・ギホン議員が代表発議)された経緯がある。 <input type="checkbox"/> 今後、制度改善につながるよう、持続的に取り組んでいく。
推 進 計 画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	



<p>課題番号 20</p>	<p>特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間・拒絶決定に対する不服申立期間の長期化【継続】</p>														
<p>関係部処 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 シン・ウォンヘ書記官(042-481-5398)</p>														
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>														
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)国別に基本応答期間(2~4カ月)に差はあるが、延長可能期間を合わせれば計6カ月となるため、差はない。</p> <table border="1" data-bbox="486 741 1406 1039"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>韓国</th> <th>日本</th> <th>米国</th> <th>欧州</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本応答期間</td> <td>2カ月</td> <td>内国人60日 外国人3カ月</td> <td>3カ月</td> <td>4カ月</td> </tr> <tr> <td>延長可能期間</td> <td>原則 4カ月</td> <td>内国人1カ月 外国人3カ月</td> <td>3カ月</td> <td>原則 2カ月</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 国家別に応答期間及び延長可能期間に差があり、制度の長所・短所及び出願人に対する有利・不利を画一的に比較することは難しい。</p> <p>○韓国では基本応答期間が2カ月と短くなっているが、その後、延長申請を行うと、自動的に4カ月までは承認となる。一方、日本では合理的理由(*)がある場合しか延長を認めない。</p> <p>* 先行技術との比較実験、書類の翻訳など</p> <p>- 韓国では4カ月間の延長以降も特別の事由があれば、さらに延長することができる。(日米ではできない)</p> <p>○期間を守ることができなかった場合、日韓では、拒絶決定で審査を進め、追って再審査の機会を与える一方、欧米では出願の取下げや放棄とみなし、手続きを終了する。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本応答期間の延長は、審査処理期間の遅延による権利不確定期間の長期化(第三者による監視負担)、内・外国人の衡平性などを総合的に考慮し、長期的に検討する。</p>	区分	韓国	日本	米国	欧州	基本応答期間	2カ月	内国人60日 外国人3カ月	3カ月	4カ月	延長可能期間	原則 4カ月	内国人1カ月 外国人3カ月	3カ月
区分	韓国	日本	米国	欧州											
基本応答期間	2カ月	内国人60日 外国人3カ月	3カ月	4カ月											
延長可能期間	原則 4カ月	内国人1カ月 外国人3カ月	3カ月	原則 2カ月											

推 進 計 画	細部推 進 計 画	
	推 進 完 了 予 定 日	
	推 進 日 程	

課題番号 21		外国語出願の認容【継続】
関係部処 担当者		特許庁 特許審査制度課 ク・ジャウク事務官(042-481-5397)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input checked="" type="checkbox"/> 長期検討 <input type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> (検討意見)英語以外の言語を認めるかどうかは、韓国の審査環境を考慮すれば、慎重に検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> 韓国の特許審査官の審査処理件数は、日本、米国、欧州などに比べて非常に多いため、審査品質の低下が懸念される状況である。 <input type="checkbox"/> こうした中で対応言語を拡大(*)した場合、審査業務の負担がさらに重くなる恐れがある。 * 明細書の補正可能範囲が拡大し、外国語の明細書を基準に補正の整合性を判断しなければならないという、さらなる負担が生じる。 <input type="checkbox"/> そのため、対応言語の拡大は、適正な審査処理件数や審査品質の向上などを達成した後、長期的に検討する必要がある。
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 22		無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限【継続】
関係部処 担当者		特許庁 特許審査制度課 ク・ジャウク事務官(042-481-5397)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input checked="" type="checkbox"/> 長期検討 <input type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)同事項は、無効審判・取消訴訟における審理範囲の制限(無効の理由及び証拠補充の制限)が先行しなければならない課題である。</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国では日本と違って、無効審判では提出しなかった理由及び証拠も、取消訴訟で自由に提出することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 前段階である無効審判のみに制限する場合、審判はバイパスし、訴訟で新たな理由及び証拠を提出する可能性が高まるため、むしろ特許権者にとってさらに不利になる恐れがある。</p> <p><input type="checkbox"/> そのため、取消訴訟時における審理範囲の制限問題を先に解決しなければ、無効審判における理由及び証拠補充の制限も検討できない。</p> <p><input type="checkbox"/> これについて、司法府とは違う立場にあるため、企業のニーズや国際的な環境の変化などを総合的に考慮したうえで改善策を検討する計画である。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 23		輸出に対する権利行使の可能化【継続】
関係部処 担当者		特許庁 特許審査制度課 カン・ウォンギル書記官(042-481-5736)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input checked="" type="checkbox"/> 長期検討 <input type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> (検討意見) 現行の特許法では、特許権者の許諾なしに特許発明にかかわる物を生産・使用・譲渡・貸与・輸入、又は請約する行為は侵害とみなしている。 <input type="checkbox"/> また、輸出の前提行為である生産・使用・譲渡行為は、特許権侵害行為であるため、特許法に基づき、権利を行使できるほか、事前に防ぐことができる。 <input type="checkbox"/> 一方、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害物品の輸出行為を止めさせることができる。 <input type="checkbox"/> 但し、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、輸出行為について制裁することはできるが、その行為による損害賠償はできないという限界がある。 <input type="checkbox"/> そのため、特許権者の保護を強化するために、輸出行為を侵害とみなすことができるよう特許法改正を長期的に検討する。
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 24</p>	<p>間接侵害規定の拡充【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>特許庁 特許審査制度課 カン・ウオンギル書記官(042-481-5736)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input checked="" type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)非専用品及び非物件(3Dプリンティング・データのようなデジタル手段)による侵害誘発行為から特許権者を保護するために、間接侵害を認める範囲を主要国レベルに拡大する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> (措置計画)間接侵害を認める範囲の拡大に向け、特許法改正を推進する。</p> <p>○間接侵害の手段の専用性の要件を緩和するほか、モノだけでなく、デジタル手段による間接侵害についても認める方向へと侵害規定を整備する。</p> <p>○間接侵害の範囲拡大による特許権の乱用を防止するために、非専用対象の間接侵害の場合には、侵害認知要件(*)を付加する。</p> <p>* 特許発明という事実と、侵害に利用されることを知りながら間接侵害の手段を提供する行為のみに適用する。</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 25	日本産反芻動物由来の原料を使用したペットフードの輸入許容・検査緩和【新規】	
関係部処 担当者	農林畜産食品部 畜産環境資源課 キム・ソクジェ事務官(044-201-2359)	
検討意見	検討結果	□措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 ■受入困難
	検討内容	<p>□ (検討意見)ペットフードの反芻動物由来のタンパク質検査は、「指定検疫物の輸入禁止地域(農林畜産食品部(検疫政策課)告示第 2017-42 号)」第 3 条及び[別表 1]で指定検疫物別輸入禁止地域を指定することで、牛海綿状脳症(BSE)関連指定検疫物のうち、「反芻動物由来のタンパク質が含まれていない小売り用として包装されたペットフード」は、指定検疫物の除外品目と規定しており、「指定検疫物の検疫方法及び基準(農林畜産検疫本部告示第 2017-3 号)」第 34 条及び[別表 18]のペットフードの検疫方法として、「輸入飼料検定機関の飼料輸入申告必証(BSE 関連国産 BSE 関連品目に限り、BSE の検出有無記載)」を告示している。</p> <p>そのため、輸入飼料検定機関は、BSE 発生国から輸入されるペットフードの場合、当該飼料の生産国(輸出国)政府が発行又は公証する反芻動物由来のタンパク質不使用証明書を確認すると同時に、年 1 回、理化学的な検査(ELISA 及び PCR)により、反芻動物由来のタンパク質の含有の有無を分析している。</p> <p>SJC の建議通り、FAMIC で認める施設で製造される肉分は、BSE の危険性がないということと、日本と韓国は、いずれも BSE リスク無視できるレベルと認定されている点は、今後、日韓両国の検疫当局がペットフードの輸入衛生条件について合意する際に検討すべき事項だと見受けられる。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 26	日本産ペットフード輸入の際の証明制度の合理化【新規】
関係部処 担当者	農林畜産食品部 畜産環境資源課 キム・ソクジェ事務官(044-201-2359)
検討意見	検討結果
	検討内容
推進計画	細部推進 計画
	推進完了 予定日
	推進日程

措置済 受入 一部受入 長期検討 受入困難

(検討意見) 2011年3月11日から日本の4県に対する輸入禁止及びその他43県に対し輸入全量検査を行っており、放射能検査証明書は2013年12月26日より要求している。

養魚用飼料と魚粉は水産物、その他の品目は農産物と同様、一部の県に対してのみ放射能検査証明書の提出を要求している。

検査基準は、日本の飼料検査基準を適用するものの、日本国内の基準がない場合、韓国の食品基準に準用しており、別途基準の適用については、日本における関連基準の改正などが先行される必要がある。

- \* 輸入禁止4県: 茨木、栃木、群馬、福島
- \* 検査基準: (セシウム) 370Bq/kg, (ヨード) 300(2013.9.9以前の韓国食品基準)
- \* 養魚用飼料と魚粉は、輸入禁止4県その他、追加12県、その他の品目は、輸入禁止4県その他、追加9県に対し求めている。



<p>課題番号 27</p>	<p>産業安全保健教育実施義務の緩和【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 産業保健課 ユ・ポンヒョン事務官(044-202-7738)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□（検討意見）産業安全保健法施行令別表 1 では、災害率の低い一部業種、5 人未満の事業場、事務職に従事する勤労者のみを使用する事業場には教育義務が適用されておらず、同法施行規則別表 8 では、教育対象別に事務職と事務職以外の勤労者などに対する教育時間が区分され、明示されている。</p> <p>○これは有害・危険の程度、事業の種類・規模及び事業の所在地などに応じて、教育義務を適用しないで済むようにしたものである。</p> <p>□また、産業安全保健教育規定第 5 条（勤労者安全・保健教育に対する特例）では、前年度に産業災害が発生しなかった場合、定期教育を 1/2 のみ実施するようにするなど、免除や実施の頻度、時間の短縮などを規定している。</p> <p>○なお、体験教育の拡大に向け、体験教育時間は、定期教育時間の 2 倍と認める告示改正案を現在進めている。</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	<p>○告示改正案規制審査中。</p>

<p>課題番号 28</p>	<p>トナーカートリッジ再製造対象製品告示の再検討【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>産業通商資源部 産業環境課 イ・ヘヨン事務官(044-203-4246)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p>□（検討意見）</p> <p>[再製造トナーカートリッジの使用によるプリンター及び複合機の品質低下問題]</p> <p>○産業部では、トナーカートリッジを再製造対象品目として告示するため、原製造業者と数回にわたり懇談会を行い、原製造業者から建議内容と同様の意見をヒアリングした。</p> <p>-そのため、因果関係を把握しようと、再製造トナーカートリッジの使用によるプリンター及び複合機(コピー機)の故障発生事例(紛争事例)を原製造業者に要請したが、回答はなかった。</p> <p>○産業部は、再製造トナーカートリッジを使う上で発生し得るプリンター及び複合機(コピー機)の品質低下問題への懸念の解消に向け、再製造トナーカートリッジ試験方法に関する試験項目を追加するため原製造業者と協議しているところである。</p> <p>-なお、「再製造製品品質認証基準」は、消費者の保護及び補償のため、「製造物責任法」、「消費者基本法」に基づく責任と義務を、品質認証を受けた再製造業者に負わせている。</p> <p>[再製造トナーカートリッジの知的財産権侵害問題]</p> <p>○原製造業者の知的財産権は、保護されるべきであることに同意している。このため産業部では、「再製造製品品質認証基準」で、再製造業者に対し「知的財産権保護確約書」の提出を別途義務付けている。</p> <p>-現在、韓国国内のトナーカートリッジ市場をかく乱する不法輸入模造品を追放させ、市場健全性を確保するための努力が強く求められている。</p>
<p>推進計</p>	<p>細部推進計画</p> <p>□（措置計画）再製造トナーカートリッジに対する品質性能(プリンター及び複合機(コピー機)汚染度評価を含む)を評価できる試験方法を講ずる。</p> <p>* 原製造業者と再製造業者からなる技術委員会の構成・運営</p>

画	推進完了 予定日	
	推進日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年5月9日、 「再製造トナーカートリッジ試験方法」制定のための技術委員会を開催</li> <li>○ 2018年6月、 「再製造トナーカートリッジ試験方法」制定のための専門委員会を開催</li> <li>○ 2018年10月、 「再製造トナーカートリッジ試験方法」制定告示(KS)</li> <li>○ 2018年12月、 「再製造トナーカートリッジ品質認証基準」制定告示</li> </ul>

<p>課題番号 29</p>	<p>KC認証免除申請に対する手続きの緩和 (同一構成品又は部品の繰り返し申請の場合)【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国立電波研究院 情報通信適合性評価課 キム・チョンウォン事務官(061-338-4710)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>
	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)関税法第 226 条によると、「輸出入をする際、法令で定めるところにより、許可・承認の表示や、その他に条件を備える必要がある物品は、税関長にその許可・承認・表示又はその他の条件を備えたことを証明しなければならない。」と規定されている。</p> <p>○「関税法第 226 条に基づく税関長確認物品及び確認方法指定告示」別表 2 税関長確認対象輸入物品に電波法に基づく「適合性評価免除対象機資材」が含まれており、 -国立電波研究院長は、「放送通信機資材などの適合性評価に関する告示」第 19 条に基づき、輸入通関に必要な「適合性評価免除確認書」を発行するよう規定している。</p> <p>○上記の告示で定めた免除手続きの一部を省略することについて十分検討したが、次の事由により、受け入れが困難であることをご理解いただきたい。</p> <p>▶通関段階での要件の確認は、当該機資材に対する適合性評価の有無を確認して不法機資材の輸入及び流通を事前に防止するための制度であり、免除要件の確認についても、免除要件に対する審査を通じて適合性評価を受けていない機資材の国内流入を遮断し、国民の安全と権益を保護するための制度である。</p> <p>▶電波法施行令別表 6 の 2 第 1 号サ目の機資材は、PC と PC 周辺機器だけでなく、すべての適合性評価対象の機資材が該当されるため、免除手続きを省略する場合、適合性評価を受けていない機資材が輸入・流通され市場の混乱を招く恐れがあり、また、他の免除理由で要件免除を受けなければならない機資材との公平性の問題から、受け入れが困難である。</p>

推 進 計 画	細部推 進 計画	
	推 進 完 了 予 定 日	
	推 進 日 程	

課題番号 30		軍納品入札における外国企業の差別待遇の改善【新規】
関係部処 担当者		国軍福祉団 事業支援課 中佐イ・ソクヒョン(02-2225-6310)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)たばこは、一般的な嗜好品とは異なり、将兵の神経を落ち着かせる特殊な嗜好品であり、戦闘によるストレスの解消など、軍の士気と戦闘力の発揮に影響を与える重要な物品であることから、有事の際にも安定供給が必須であるため国内製造物品に限定する必要がある。</p> <p>カ. もし戦闘など危機的状況が持続する緊張感の中、特定たばこの供給が中断される場合、将兵個人によっては禁断症状、不安、うつ病などの症状が表れるおそれがあり、戦時・平時の安定かつ持続的な供給が極めて重要である。</p> <p>ナ. そのため、たばこは戦時・事変又はこれに準ずる非常時、国の物資を活用できるよう、非常対備重点管理物資に指定されている。企画財政部では、有事の際、円滑な供給のため国内たばこ製造業者を非常対備重点管理業者に指定・管理しているなど、たばこは戦時には安定供給確保が最優先されなければならない物品である。</p> <p>ダ. したがって、戦時・平時の運営の側面などを総合的に検討した結果、軍の特性と嚴重な安保状況を考慮したとき、入札資格を国内直接製造及び販売業者に制限せざるを得ない。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 31	「電気・電子製品リサイクル義務生産者」が同種類の他社製品群を回収し、リサイクルする分も再活用実績として認定【継続】	
関係部処 担当者	環境部 資源再活用課 ホ・ファン主務官(044-201-7392)	
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)電子製品等資源循環法の立法趣旨を検討すると、個別リサイクル義務生産者に対し他社製品のリサイクル実績を認めることは適切ではない。</p> <p>○法第 15 条では、電気・電子製品リサイクル義務生産者は、「自分が出荷した製品の廃棄物を回収し、廃棄物リサイクル業の許可を得た者に引継してリサイクルするか、電気・電子製品リサイクル事業共済組合に加入して共同で回収及び引継・リサイクルしなければならない」と定めており、</p> <p>○廃電気・電子製品の回収及び引継・リサイクルに費やす諸費用は、電気・電子製品リサイクル義務生産者が負担するよう定めている。</p> <p>○そのため、共済組合に加入したリサイクル義務生産者は、自分が出荷した製品の出荷量などにより算定された回収及び引継・リサイクルの費用を共済組合に分担金として出している。</p> <p>○また、法第 16 条により、リサイクル義務生産者は、毎年リサイクル義務量を割り当てられ、これを達成する必要がある。</p> <p>○したがって、共済組合に加入したリサイクル義務生産者は、共同で他社製品を含めて回収及び引継・リサイクルすることができるが、その費用を負担しない個別リサイクル義務生産者は、自社製品のみを回収及び引継・リサイクルすることが妥当である。</p>
推進計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 32	一般電子署名に対する法的効力の認定 【継続：内容修正】
関係部処 担当者	国土交通部 物流産業課 パク・ジュンシク主務官(044-201-4022)
検討意見	検討結果
	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p> <p>□（検討意見）貨物自動車運輸事業法第11条の3の委託貨物の管理責任制度は、運送事業者に対する重複義務の解消など、規制緩和のため、2017年3月21日に当該法律条文は削除されており、 ○同法律条文の削除により、下位法令に委任された当該条文（施行規則第21条の6）の削除手続きを進めている。</p> <p>* 下位法令立法予告(2017年11月)、規制審査(2018年4月)、法制審査(2018年5月)、改正・公布(2018年6月)</p>
推進計画	細部推進計画
	推進完了予定日
	推進日程



課題番号 33	固定型産業用の超大型プリンターは「環境性保障制」のリサイクル義務量適用対象から除外【継続】
関係部処 担当者	環境部 資源再活用課 ホ・ファン主務官(044-201-7392)
検討意見	検討結果
	検討内容
推進計画	細部推進計画
	推進完了 予定日
	推進日程

措置済 受入 一部受入 長期検討 受入困難

(検討意見)現在、適用対象から除外することで関連規定\*を改正・運営している。

\* 電機電子製品と自動車の有害物質含有基準の遵守確認等に関する業務処理指針(環境部例規第 613 号、2017.10.20.)

特定の目的のため、一緒に動作する機械・装備の結合又は大型の組物であり、固定された場所で専門家によって設置・解体・使用される大型固定式産業機器及び大型固定設備

<p>課題番号 34</p>	<p>事前検討対象の拡大－RMP【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 医薬品政策課 イ・チヨルスン主務官(043-719-2635) 食品医薬品安全処 医薬品審査調整課 ト・ウォンイム研究官(043-719-2711)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 医薬品の危害性管理計画*は医薬品の開発・R&amp;D の過程で発見された危害性を評価し、販売する中での危害性を最小化できる様々な方策作りなど、予防的措置を強化する制度であり、</p> <p>○患者がより有益に医薬品を使用できるよう、医薬品の全周期にかけて科学的な方法論に基づき危害性を究明・評価し、これに対する体系的・包括的・予防的なプログラムを通じて対応しなければならぬため、</p> <p>○RMPは非臨床試験及び臨床試験などを総合的に考慮したうえで検討・評価しなければならぬため、許可の前にRMPだけを独立的に検討するのは無理がある。</p> <p>* 医薬品の危害性管理計画、Risk Management Plans(RMP)</p> <p><input type="checkbox"/> 又、RMP制度は、日本、米国、欧州などでも既に施行している制度で、各国の規制当局も許可審査過程で提出された危害性管理計画を審査し、その計画に沿って周期的管理を行っている。</p> <p>* 日本(2012年施行)、米国(2005年施行)、欧州(2006年施行)</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 35</p>	<p>希少疾患医薬品指定のための臨床資料要件の緩和【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 医薬品政策課 イ・チョルスン主務官(043-719-2635) 食品医薬品安全処 医薬品審査調整課 ト・ウォンイム研究官(043-719-2711) 食品医薬品安全処 バイオ審査調整課 ナム・キョンタク研究官(043-719-5071)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 希少疾患医薬品の指定を申請する際、「既存代替医薬品より著しく安全性又は有効性が改善された医薬品」であることを立証する資料の提出を求めており、3相臨床試験結果などを必須として要求しているわけではない。</p> <p>○当該疾患や既に指定されている医薬品、代替治療剤の現況、申請品目の特性などを考慮し資料を検討している。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 36		日本医薬品添加物規格及び日本薬局方外医薬品規格の認容【新規】
関係部処 担当者		食品医薬品安全処 医薬品政策課 イ・グンア主務官(043-719-2603)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> 医薬品許可(申告)審査における海外国の医薬品成分規格の認定は、海外国との相互主義の観点から同等以上の規格を互いに認定するものであり、特定海外国の医薬品成分規格を一方向的に認定(収載)することは困難である。</p> <p>○但し、外用剤添加剤の場合、日本薬局方、日本医薬部外品原料規格、日本医薬品添加物規格に収載されている成分については現在も認定(「医薬品の品目許可・申告・審査規定」(食品医薬品安全処告示)第12条第3項第2号サ目)している。</p>
推進計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 37	新薬の薬剤決定申請の際、小児希少疾患医薬品に対する経済性評価の免除【新規】
関係部処 担当者	健康保険審査評価院 薬剤収載部 コン・ジリョン次長(02-2182-8573)
検討意見	検討結果
	検討内容
推進計画	細部推進計画
	推進完了予定日
	推進日程

措置済 受入 一部受入 長期検討 受入困難

2006年末の医薬品選別収載制度の施行により、治療的・経済的な価値が認められる新薬のみ給与されているが、代替剤のない高価の抗癌剤及び希少疾患の治療剤への患者のアクセシビリティを高めるため、経済性評価免除制度が導入された。

代替剤がなく患者数が少数であるため根拠生成が難しい抗癌剤や希少疾患治療剤の場合、経済性評価の免除及び「A7国家の最低価格以下」水準での給与適正性を認めている。

小児希少医薬品の場合、上記事項に該当すれば、経済性評価資料の提出を省略している。

又、希少疾患医薬品の早急な収載が必要と判断される場合、決定申請から約100日以内に委員会に上程し評価するなど、未充足の医療ニーズ(或いは社会的要請)が大きく高価の薬剤に対する給与率の向上及び収載への所要期間短縮に向け継続的に努めている。

<p>課題番号 38</p>	<p>新規薬剤(療養給与の未決定状態)が既存の給与対象薬剤と併用投薬される場合、療養給与の適用範囲に対する一般原則樹立の要請【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>健康保険審査評価院 薬剤管理室 薬剤基準部 チョン・ミジョン(02-2182-8526)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p>□ 抗癌剤は「癌患者に処方・投与する薬剤に対する療養給与の適用基準及び方法に関する細部事項」に基づき、抗癌化学用法と、給与の範囲を別途決める場合は、当該給与範囲内で認められている。</p> <p>□ 従って、新規薬剤(療養給与が未決定状態)であるか、既記載薬剤の許可事項には当てはまるが、公告した細部認定範囲以外に投与した場合は、薬剤費は全額患者負担となっている。</p> <p>□ このような費用負担の決定が癌患者の経済的負担を増大させるという社会的要請と4大重症疾患の保障性強化に向けた政府の意志を踏まえ、非給与薬剤と併用する併用用法の給与決定については、下記の審議原則を適用(2014年7月9日以降)し検討している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「非給与薬剤との併用用法における併用薬剤の給与に関する審議原則」</p> <p>薬剤給与評価委員会において臨床的利益はあるが、費用対効果が立証されず、非給与薬剤に決定された場合、次の①、②条件を全て満たせば非給与薬剤と併用する薬剤は一部本人負担とすることができる(但し、併用薬剤給与による財政影響に応じて事例別に適用)。</p> <p>① 臨床根拠の水準が高く、代替可能療法より治療効果に優れている場合</p> <p>② 給与される併用薬剤と投与対象などの適用基準が同一である場合</p> </div>

推 進 計 画	細部推進 計画	検討済み
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 39</p>	<p>国民健康増進法の一部改正案における「製品陳列禁止」の撤廃【新規】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>保健福祉部 健康増進課 チョン・ガウン事務官(044-202-2822)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> FCTC(たばこ規制枠組条約)第13条(たばこの広告、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止)及び施行ガイドラインに基づき販売店でのたばこ製品の陳列及び視覚的露出を禁止しなければならず、韓国はFCTC批准国として条約批准から5年以内に実施しなければならない(2005年5月批准)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>FCTC第13条施行ガイドライン13</p> <p>たばこ製品の販売店でいかなる販促効果も誘発しないよう当事国は一般小売店や露店を含め販売店でのたばこ製品の陳列と視覚的な露出に対する全面禁止を行わなければならない。いかなる販促の要素なく製品リストと価格表示だけを認めるべきである。条約第13条の全ての側面を考慮し当該禁止は旅客船、飛行機、港、空港にも適用されなければならない。</p> </div> <p>○2017年基準、既に海外58か国で販売店内でのたばこの陳列を禁止している。</p> <p>○販売店内陳列禁止を含めた包括的なたばこ広告への禁止は約6.3%pの喫煙率減少効果があり、たばこ広告に露出されるほど青少年の喫煙確率も増加した(Lovato、C et al., The Cochrane Library、2004)。</p> <p>○韓国の関連法*に基づき、たばこ販売店では徹底した年齢確認をした上でたばこを販売しており、保健福祉部は既に青少年の喫</p>



		<p>煙開始防止のために学校喫煙予防事業を実施している。</p> <p>* 青少年保護法第28条(青少年への有害薬物などの販売、貸与などの禁止)及び第59条(罰則)</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 40</p>	<p>医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点の改善(優先販売品目許可要件の明確化)【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 医薬品許可特許管理課 キム・ミョンミ事務官(043-719-2823)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>■措置済 □受入 □一部受入 □長期検討 □受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 薬事法第50条の8第1項第2号に基づき、優先販売品目許可は許可を得た医薬品が特許権利範囲に属しないという趣旨の審決などを条件としている。</p> <p>○従って、原則として後発医薬品の許可事項と権利範囲確認審判の認容審決内容が一致しなければ、優先販売品目の許可はできない。</p> <p>○そのために優先販売品目許可審査の際、認容審決文上の確認対象発明の特徴と許可事項が合致するか否かを検討し適切な場合にのみ許可している。</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p>□ 既に施行されている内容であるため、別途措置は不要である。</p> <p>○参考までに、同内容は関連解説書にも説明されており、今後企業向け教育などを通じて周知させていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「医薬品許可特許連携制度解説書(2015年7月)」</p> <p>II. 医薬品許可-特許連携制度の解説</p> <p>回-2 優先販売品目許可の条件</p> <p>(2) 特許審判又は訴訟における認容審決等一第2号</p> <p>&lt;中略&gt;又、権利範囲確認審判で後発製薬会社の医薬品が特許権者の特許権利範囲に属しないという内容の審決を受けた場合、認容審決の対象になった後発製薬会社の発明(確認対象発明)の特徴全てが許可を受ける後発医薬品と合致しなければならない。</p> </div>

	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 41</p>	<p>危険分担還付契約の改善（付加価値税の過剰負担の解消、後発薬剤の危険分担還付契約の対象許容）【継続：内容修正】</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>保健福祉部 保険薬剤課 ソン・ヨンジン事務官(044-202-2756)</p>
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p> <p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> &lt;①危険分担制度による付加価値税の免除：受入困難&gt;</p> <p>○危険分担制度は新薬の効能・効果や保険財政の影響などに対する不確実性を健康保険の保険者と製薬会社が互いに一部分担するために運営するものであり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 健康保険の保険者は危険分担制度(還付型)による還付金額が健康保険の財政に及ぼす影響を最優先に考慮する。</li> </ul> <p>○製薬会社の付加価値税の二重納付など、租税関係に関する事項は、まずは租税当局の判断が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 参考までに、危険分担制度のうち還付型は、外部に公開される表示価格と実際価格が異なる二重価格制度で、製薬会社の戦略的な判断により選択されており、</li> <li>- 還付金を患者に戻すための還付金の案内、管理など、行政費用を別途で製薬会社が負担していない。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> &lt;②危険分担制度の対象拡大(後発薬剤も認定)：受入困難&gt;</p> <p>○危険分担制度は費用対効果の良い医薬品を選別給与する原則(Positive system)を守りながらも、代替剤のない高価の抗癌剤などへの患者のアクセシビリティを向上するための制度であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連制度の改善にあたっては、薬剤収載の一般原則、健康保険の財政、薬価の透明性などに及ぼす影響を総合的に考慮しなければならない。</li> </ul> <p>○健康保険の薬価制度は、保険給与を通じて国民保健の向上と社</p>

		<p>会保障の増進に資する健康保険制度の目的に合致しなければならず、外国人投資促進や産業発展とは無関係と見受けられる。</p> <p>－ 但し、危険分担制度の運営における制度上の不備については、専門家との議論を通じて引き続き改善していく予定である。</p>
推 進 計 画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 42</p>	<p>特許権存続期間の延長【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 イ・ミンジョン事務官(042-481-5412) チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 特許権存続期間延長の適用対象の拡大要請について検討した結果、</p> <p>○特許権存続期間延長制度は、許可取得に多くの時間や費用を要する新物質を含む新薬を対象としている。</p> <p>○延長回数を2回以上にする場合、特許権の存続期間が他の技術分野に比べ過度に延長される恐れがあるため、受入困難である。米国や欧州でも一つの特許権に対して1回の延長しか許容されていない。</p> <p>○第2医薬用途や改良した医薬製剤の許可に必要な試験などに要される時間と費用は、新薬に比べ顕著に少ないため、存続期間の延長対象と考え難い。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 43</p>	<p>延長された特許権の効力範囲の適正化・いわゆる塩変更医薬品について資料提出医薬品の区分での簡略申請廃止【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 イ・ミンジョン事務官(042-481-5412) チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 存続期間が延長された特許権効力範囲の適正化要求について検討した結果、</p> <p>○特許発明を行うために特許法第89条(許可等に従う特許権の存続期間の延長)に規定されている許可等を得る必要があるか否かを判断しなければならないため、延長登録出願の際に許可を得た医薬品等に含まれる有効成分は、許可等を得た形通り、正確に記載しなければならない。</p> <p>○特許法第95条(許可等による存続期間が延長された場合の特許権の効力)の解釈及び判断は、司法府の固有権限であり、個別事件に対する判断結果について回答するのは困難である。</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 44</p>	<p>特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間など算入【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>特許庁 薬品化学審査課 イ・ミンジョン事務官(042-481-5412) チェ・スンヒ事務官(042-481-8738)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 特許権存続延長制度における延長期間の算定時に海外臨床試験期間を加算することについて検討した結果、</p> <p>○特許権存続延長制度は、国内で特許権の実施のために他法令による許可などを得なければならない場合、その実施できなかった期間に対して5年を限度に延長する制度であり、特許法において例外として運営される規定である。</p> <p>○特許権存続期間延長対象の臨床試験期間は、国内医薬品の許可のために食品医薬品安全処長の承認を得た臨床試験期間に対して認定されるものである。</p> <p>○海外での臨床試験は、当該国の医薬品許可を得るためのものであり、韓国で医薬品許可を得るために食品医薬品安全処長の承認を得て行った試験ではないため、特許権存続期間の延長期間には含まれない。</p> <p><input type="checkbox"/> 特許権存続延長出願において、延長期間の算定時に品目許可申請関連書類の補完期間を認定するかについて検討した結果、</p> <p>○資料の補完を要請するのは、通常、許可申請者が提出した書類に不備がある場合であり、資料の補完に要される期間の発生は、許可機関である食品医薬品安全処ではなく、許可申請者に帰責事由があるため、特許権存続延長期間には含まれない。</p>
<p>推進</p>	<p>細部推進 計画</p>	



計 画	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 45	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点の改善(販売禁止処分の除外事由の削除)【継続】	
関係部処 担当者	食品医薬品安全処 医薬品許可特許管理課 キム・ミョンミ事務官(043-719-2823)	
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> 薬事法の販売禁止規定は、ジェネリック医薬品の販売を許可の段階で一定期間完全に禁止できる強力な特許権保護措置であり、特許権者が同一の複数のジェネリック製品のうち、市場に参入する品目を選ぶなど、権利を濫用する可能性を最小限に抑えるために一部除外規定を置いている。</p> <p><input type="checkbox"/> 又、特許権者がジェネリック医薬品により自分の特許権が侵害されていると判断し販売禁止を求める場合、薬事法ではなく、特許法に基づき訴訟を提起し、法院の仮処分命令に従い該当医薬品の販売を禁止することもできることから、薬事法条項の削除は不要である。</p>
推進計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 46</p>	<p>韓国就労日本人労働者の国民年金返還一時金 【新規】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>保健福祉部 国民年金政策課 チョン・ジェミン事務官(044-202-3633)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input checked="" type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○外国人に対する返還一時金は、国家間の公平を期するため、相互主義により支給することを原則としている。 * 国民年金法第 126 条</p> <p>○外国人が返還一時金の支給を受けられる場合は、外国人の本国法により韓国の国民が返還一時金に相応する給与を支給されることができ、外国と社会保障協定を締結して当該国の国民に返還一時金を支給することにした場合、外国人が E-8(研修就職)、E-9(非専門就職)、H-2(訪問就職) 滞留資格で国民年金に加入した場合である。</p> <p>○日本とは保険料免除協定が締結され、2005 年 4 月から施行しており、協定により日本企業から韓国に派遣された労働者又は両国同時自営者の場合、日本の年金に加入しているなら、韓国の国民年金への加入免除を受けることができるが、 -日本人に返還一時金を支給するためには、両国国民に返還一時金を支給するという規定を追加する協定の改正が必要である。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	<p><input type="checkbox"/> (措置計画) ○韓-日社会保障協定改正に関する関係部署間議論</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 47</p>	<p>日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善 【継続】</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>食品医薬品安全処 輸入検査管理課 チャン・ファジョン事務官(043-719-2210) パク・チョリユン主務官(043-719-2211)</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><input type="checkbox"/>措置済 <input type="checkbox"/>受入 <input type="checkbox"/>一部受入 <input type="checkbox"/>長期検討 <input checked="" type="checkbox"/>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (検討意見)</p> <p>○福島原発事故(2011.3)以降、日本産輸入食品(農畜水産物及び加工食品など)に対し、輸入するたびに放射能検査など安全管理を行っている。</p> <p>- 日本産輸入食品に対する放射能検査は、危害情報に基づいて食品医薬品安全処で直接実施する検査である。 * 危害情報に基づく精密検査は政府が直接検査するようにしている。</p> <p>-安全管理のため、輸入するたびに、ロット(製造日付)別に検体を採取して検査を行い、検体採取は国際食品規格委員会(CODEX)の基準に適合した「食品の基準及び規格」により行っている。</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	<p>○ 2011年3月～日本産輸入食品などに対し毎輸入時に放射能検査実施 ○ 2011年5月～日本産輸入食品に対し輸入申告時に放射能検査成績書(13県)及び生産地証明書(その他県)を添付するよう措置</p>

課題番号 48		職場保育園の設置・運営制度の見直し【継続】
関係部処 担当者		保健福祉部 保育政策課 ユン・ソンヒ事務官(044-202-3553)
検討意見	検討結果	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 一部受入 <input type="checkbox"/> 長期検討 <input checked="" type="checkbox"/> 受入困難
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> 嬰幼兒保育法第 14 条に基づく職場保育園の設置が困難な場合、義務履行の代替手段として事業場の保育対象労働者の子供に対し、地域の保育園と委託契約を結んで委託保育費用を支払う場合、設置義務を履行したものと認定する。</p> <p>○親に支給する「保育手当」も委託保育と共に 2014 年までは義務履行の代替手段とみなしてきたが、職場保育園の直接設置義務履行を阻害する要因として働き、2015 年から廃止された。</p> <p>○政府は、利用する親の満足度の高い職場内保育園の活性化に向け、関連制度の改編を検討し、支援政策を持続して推進している。</p>
推進計画	細部推進計画	<input type="checkbox"/> (措置計画)設置義務事業場に対する職場保育園の直接設置を誘導するため、委託保育を例外的な場合に限り許容する方策(嬰幼兒保育法改正)を検討している。
	推進完了 予定日	
	推進日程	